

04

階段

■ 基本的な考え方

建築物の階段は、高齢者、障がい者等の移動に大きな負担となるとともに、転落や転倒事故の危険性が高いため、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要がある。

そのため、手すりの設置や踏面とその周辺を識別するための明度等の差に配慮しなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	令 12-1-1 条 16-4	別表第 1
	②表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 12-1-2	
	③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度等で識別しやすいか	条 16-5	
	④踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度等で識別しやすいか	令 12-1-3	
	⑤段はつまづきにくいものか	令 12-1-4	
	⑥点状ブロック等を敷設しているか(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※緩和あり	令 12-1-5 ※国告 1497	
	⑦点状ブロック等を敷設しているか(段部分の下端に近接する踊場の部分) ※緩和あり	条 16-2 ※ 県 告	
	⑧主たる階段を回り階段としていないか (ただし、回り階段以外の階段を設けられない場合を除く)	令 12-1-6	

■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令
条…県条例
標…建築設計標準
誘…誘導基準

<一般基準>

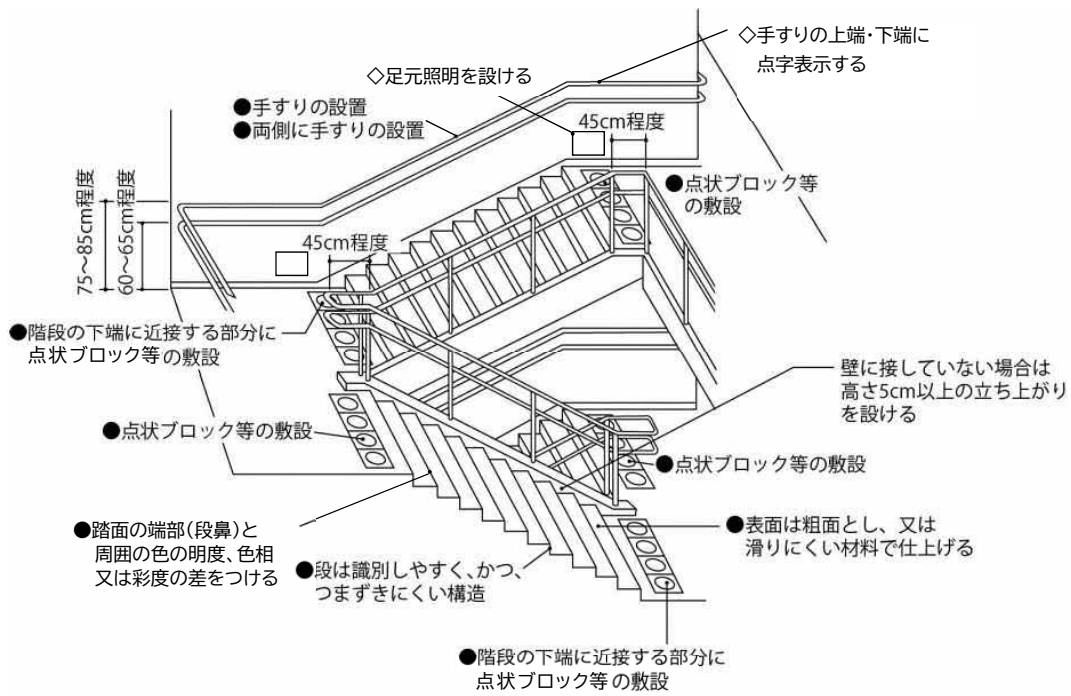
項目	解説	参照条文等
①手すり	<p>●手すりは、片側まひの方の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けること。【新設】</p> <p>●手すりの断面は、円形又は楕円形とし、壁面から4～5cm程度(手すりと壁との間に手が滑りこまないで、かつ、手すりを掴みやすい寸法)の空気を確保すること。</p> <p>◇階段から連続して踊場にも手すりを設ける。</p> <p>◇手すりの下端端部は歩き始めの安定確保等のため、45 cm以上の水平部を設ける。また、廊下の手すりと接続させる。</p> <p>◇手すりの始点・終点には、階数などを表示した点字プレートを、水平部分には現在地及び上下階の情報等を点字・文字で表示する。</p> <p>◇手すりは利用者が使いやすいよう、必要に応じて2段とすること。取り付け高さは1本の場合は75～85 cm、子どもや高齢者の利用が多い施設では、2本目を60～65 cm程度とする。</p> <p>◇広幅の階段にあつては、中央にも手すりを設置する。</p>	令 12-1-1 条 16-4 【図 1】

	◇手すり子の形式の場合は、子どもの落下防止対策を考慮し、手すり子のピッチを11cm以下とする。	
②床面	●踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。特に表面が濡れやすい部分は、仕上げに配慮すること。(「23手すり、滑りにくい床材等」参照)	令12-1 P●参照
③弱視者への配慮	●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保すること。 【新設】 ●また、廊下等、階段及び傾斜路の床面、壁面及び出入口戸は、その存在を認識しやすいよう、それぞれ色のコントラストを大きくすること。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることもよい。 【新設】 ●踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストを大きくする等により、段を識別しやすいものとする。	令12-3 条16-5 誘4-1-3 誘4-1-6 【図2、5、6】
④⑤形状	●けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するために必ず設け、けこみは2cm以下とすること。 ●段鼻を突き出すとつま先が引っ掛かりやすいので、突き出しは設けないこと。 ◇階段は、杖の転落を防止するために両側を側壁とするか、立ち上がり(5cm以上)を設ける。 ◇階段の段鼻には、滑り止めを設ける。しかし、金属製のは杖が滑るため、踏み面及び蹴込み板と揃えてつまずきにくい構造とする。 ◇杖使用者の利用に配慮し、階段の幅は140cm以上とする。 ◇連続する階段の中では、蹴上げ、踏面の寸法を変更しない。 ◇蹴上げは16cm以下、踏面は30cm以上とする。 ◇折り返し階段とし、階段の上端・下端の水平スペースは十分な空間を設ける。 ◇屋外階段は、排水について十分に配慮する。	令12-4 標2.5.1 留意点 誘4-1-1 誘4-1-2、3 【図2、4】
⑥⑦点状ブロック等	●点状ブロック等により、視覚障がい者に階段及び傾斜路の位置を知らせること。 ●段がある部分の上端・下端に近接する踊り場には点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ・段差のある部分と連続して手すりを設ける場合 ・自動車の駐車場に設置する場合 ●点状ブロック等は、段鼻の直前に敷設すると踏み外す危険があるため、階段手前30cm程度の位置に敷設すること。 ◇点状ブロック等は、視覚障がい者が手すり付近を歩く際にも踏み外さないよう、階段の幅いっぱいに敷設する。 ◇点状ブロック等の色は、弱視者が識別しやすい、黄色を原則とする。 ◇床の色が白や薄いグレーの場合は、黄色の点状ブロックを敷設すると、弱視者が識別しにくいいため、当該色を組み合わせるときは、縁取りや輝度比を確保して、認識できるようにする。	令12-5 条16-2 【図1、2】
⑧回り階段	●回り階段は、高齢者等がバランスを崩しやすく、視覚障がい者の方が方向を見失いやすく危険が生じやすいため、主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。	令12-6 【図3】
その他留意点	◇階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、視覚障がい者等がぶつかる危険があるため、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置するなど案内に配慮した措置を講ずる。 ◇外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設け採光に配慮する。 ◇床面や壁面に大きめの算用数字で階数番号を表示する。 ◇避難階段等には車椅子使用者の一時避難スペースを確保する。 ◇聴覚障がい者等が安全に通行し、また衝突を回避することができるよう、折り返し	

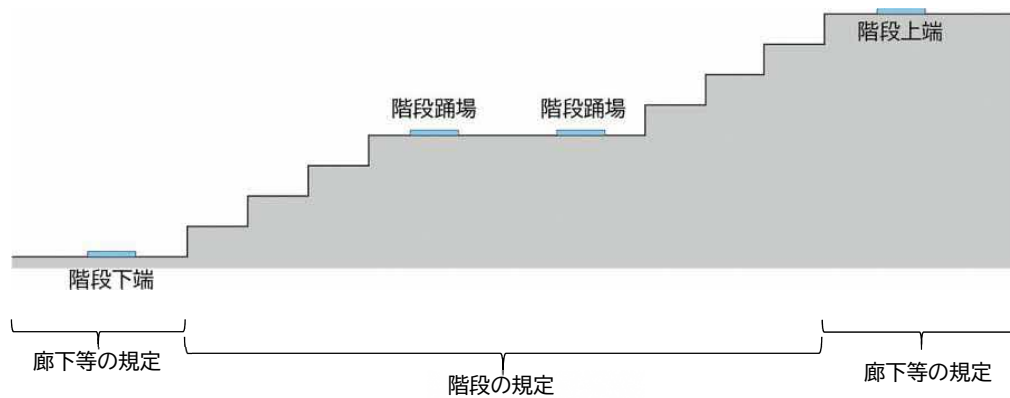
	<p>階段の屈曲部には、鏡を設ける。 ◇照明は、必要に応じて足元灯や非常用照明装置などを設置し、通行の支障にならない明るさ、むらのない明るさを確保する。</p>	【図 1、6】
--	--	---------

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 1 階段の整備例



<点状ブロックの敷設図>



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図2 望ましい階段の整備例

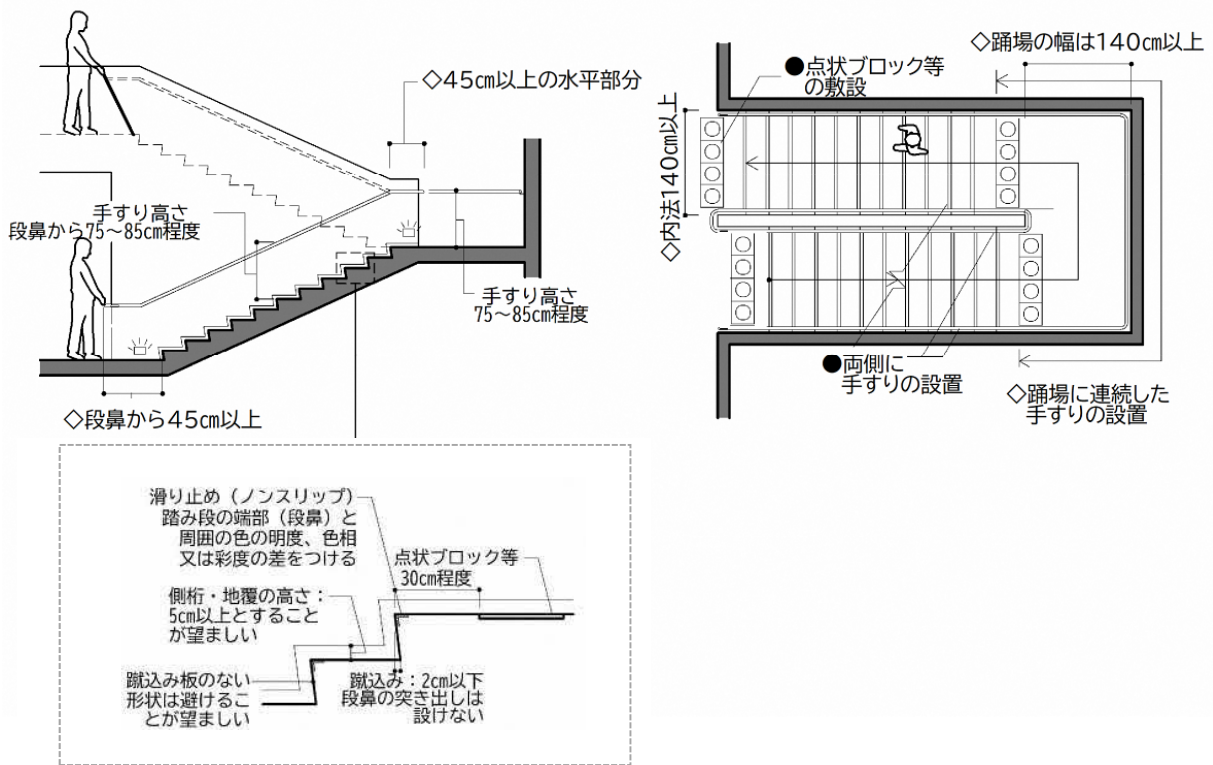
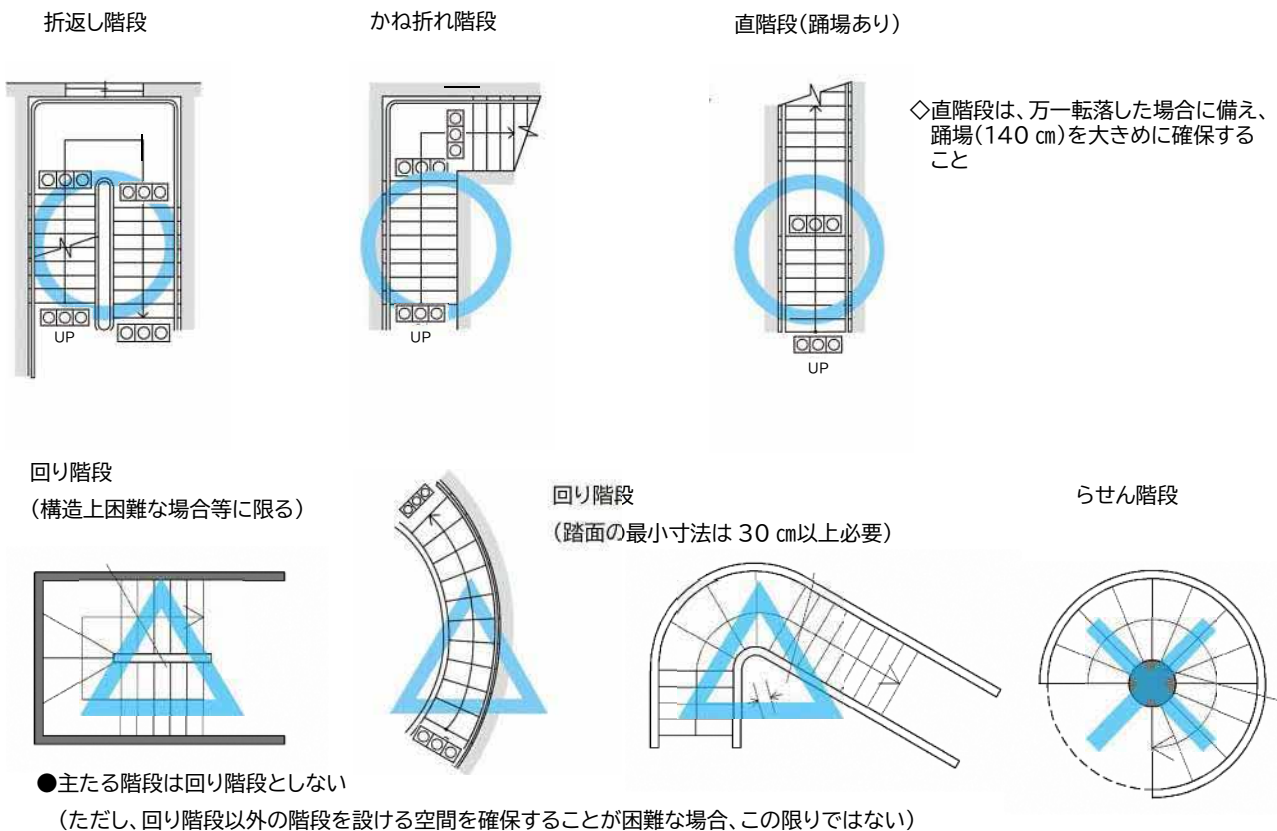


図3 階段の形式



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図4 蹴上げ、踏み面の形状(つまずきにくい構造の例)

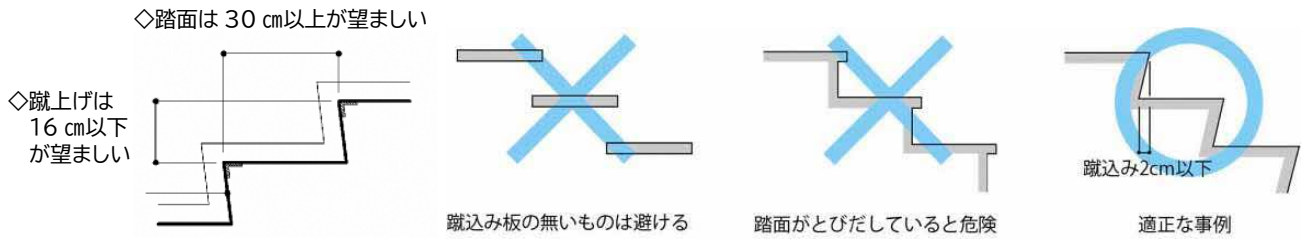
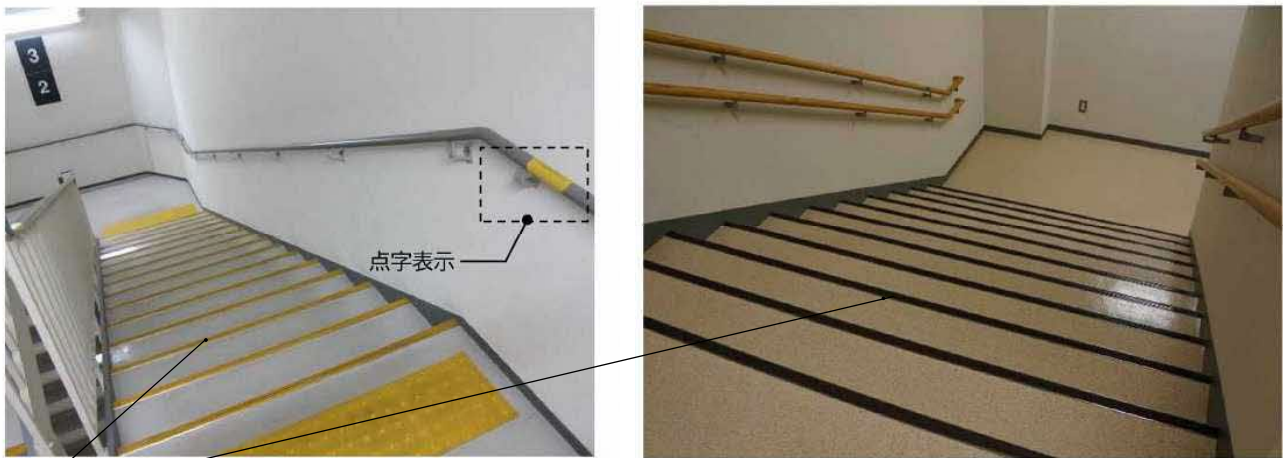


図5 階段の識別性の確保



● 段を認識しやすくするため、踏面の端部(段鼻)とその周囲の部分(踏面等)との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするなどの工夫をする

図6 階段下の視覚障がい者の安全確保

